

宝塚市立地適正化計画に係る届出について

■居住誘導に係る届出

居住誘導区域外においては以下①～③の行為に着手する日の30日前までに、市長へ届出が必要です。

①開発行為	・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
②建築等行為	・3戸以上の住宅を新築しようとするもの ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とするもの
③行為の変更	・①及び②の行為の変更 ※変更により、①及び②に該当しない場合は届出不要

■都市機能誘導に係る届出

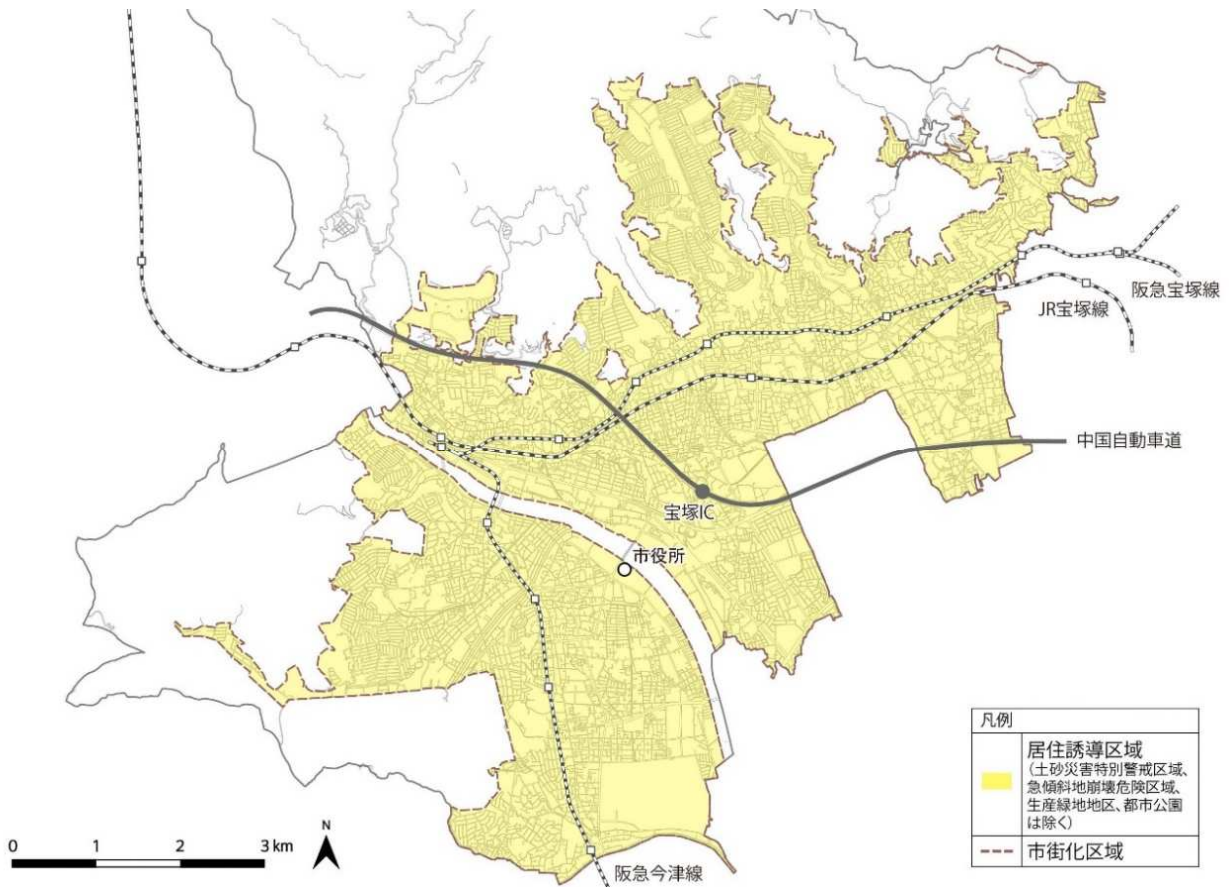
都市機能誘導区域外においては以下①～③、都市機能誘導区域内においては以下④の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに、市長へ届出が必要です。

①開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
②建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとするもの ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とするもの
③行為の変更	・①及び②の行為の変更 ※変更により、①及び②に該当しない場合は届出不要
④休廃止	・誘導施設の休止又は廃止

誘導施設は都市機能誘導区域の種類別（都市拠点、地域拠点1、地域拠点2、シビック拠点）に設定しています。届出の要否は以下のとおりです。

誘導施設		都市機能誘導区域内				都市機能誘導区域外
		都市拠点	地域拠点1	地域拠点2	シビック拠点	
市役所	市の本庁舎	●	●	●	◇	●
公民館	社会教育法第20条に規定する公民館	◇	◇	◇	◇	●
図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館（分室は除く）	◇	◇	◇	●	●
公益施設	市の条例で、駅前の活性化を図ると位置づけのある施設	◇	◇	◇	●	●
大型交流施設	以下のいずれかに該当するもの ・市の条例で、児童又は高齢者の交流・活動の場として位置づけのある大型児童センター及び老人福祉センター ・高齢者の交流・活動を目的として県が設置する教育施設	◇	◇	●	◇	●
スポーツ施設	市の条例で、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図ると位置づけのある総合体育館、体育館、武道館及び屋内プール	●	●	●	◇	●
文化芸術施設	市の条例で、文化、芸術又は産業の振興を図ると位置づけた施設で、床面積が1,000㎡以上のもの	◇	◇	◇	●	●
劇場	建築基準法による用途が劇場で、床面積が10,000㎡以上のもの	◇	●	●	●	●
博物館・美術館	建築基準法による用途が博物館又は美術館で、床面積が1,000㎡以上のもの	◇	●	●	●	●
大規模店舗・飲食店	建築基準法による用途が物品販売業を営む店舗又は飲食店で、床面積が10,000㎡以上のもの	◇	●	●	●	●
大規模店舗・飲食店（地域拠点型）	以下に該当するもの ・建築基準法による用途が物品販売業を営む店舗又は飲食店で、床面積が10,000㎡以上のもの ・大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム（兵庫県）における規模の上限の引き上げが可能なもの	—	◇	●	●	●
<p>●：「①開発行為」、「②建築等行為」、「③行為の変更」を行う場合は届出が必要 ◇：「④休廃止」を行う場合は届出が必要</p>						

■ 居住誘導区域



■ 都市機能誘導区域

